



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
4 月 1 日
第 601 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示	
※県道の路線の認定（道路保全課）	1
※宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の指定（住宅課）	2
※ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第21条第 1 項の規定による生息・生育地保護区の指 定（自然環境保全課）	2
※ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第21条第 9 項の規定による生息・生育地保護区の指 定の解除（自然環境保全課）	2
水源森林地域の区域の変更（森林政策課）	3
鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新（自然環境保全課）	3
コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務の委託（商工政策課）	3
沿岸漁業改善資金の徴収事務および支出事務の委託（水産課）	3
滋賀県測量業者登録簿閲覧場所（用地事業支援課）	3
道路区域の変更（道路保全課）	4
○ 公 告	
公共測量終了公告（用地事業支援課）	4
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	4
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	5
都市公園区域変更公告（都市計画課）	6
一般競争入札の公告（D X推進課、特別支援教育課）	6
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（湖北）	10
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（湖東、湖北）	10
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 指定（南部）	11
○ 病院事業庁告示	
入札参加者に必要な資格等	11

告 示

滋賀県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第 7 条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
この関係図面は、滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

整理番号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地
560	米原栗東線	米原市	彦根市 近江八幡市 蒲生郡竜王町
		栗東市	

滋賀県告示第145号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項および第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域 次の図のとおり
 - 2 指定年月日 令和7年4月1日
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部住宅課に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第146号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号。以下「条例」という。)第21条第1項の規定に基づき生息・生育地保護区を次のとおり指定し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区
 - 2 指定の区域 彦根市新海浜地先(区域は、区域図表示のとおりとする。)
 - 3 指定に係る希少野生動植物種 ハマゴウおよびハマエンドウ
 - 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) 指定の目的 本区域には、砂浜特有の植物であり、かつ、海浜性の植物が琵琶湖岸に生育していることが特徴的なハマゴウ(「滋賀県レッドデータブック2020年版」で希少種に選定)およびハマエンドウ(「滋賀県レッドデータブック2020年版」で絶滅危惧種に選定)の生育が確認されており、特にハマエンドウについては県内で最も生育面積が広く、個体数が多い。このように、砂浜特有の植生が良好な状態で存在している場所は県内では数少ないことから、琵琶湖岸の砂浜の生態系の保護を図る上で、本区域を生育地保護区に指定し、指定に係る希少野生動植物種を保護していく必要がある。
 - (2) 指定に係る希少野生動植物種個体の生育のために確保すべき条件 当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖岸の砂浜環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の砂浜環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。特に、ハマゴウは砂質を生育適地とし、他種の繁茂や踏み荒らしによって消滅してしまう性質を持っているため、レジャー等による立ち入りの際には十分な配慮をすることが重要である。
 - (3) 生育条件の維持のための環境管理の指針
 - ア 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取 本区域においては、指定に係る希少野生動植物種が生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、野生動植物の調査その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。
 - イ 木竹の伐採 本区域(保安林の区域を除く。)において木竹の伐採を行う場合は、原則として択伐によることとし、択伐率は現在蓄積の30%以下とする。
 - ウ 環境管理 条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者および管理者、周辺住民、関係団体ならびに行政機関が連携協力して、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。
- (区域図は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第147号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)第21条第9項の規定に基づき平成26年滋賀県告示第152号で告示した生息・生育地保護区の指定を解除する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区
- 2 指定を解除する区域 彦根市新海浜地先(区域は、区域図表示のとおりとする。)
- 3 指定の解除に係る希少野生動植物種 ハマゴウおよびハマエンドウ
- 4 指定を解除する区域の保護に関する指針 本区域には、砂浜特有の植物であり、かつ、海浜性の植物が琵琶湖岸に生育していることが特徴的なハマゴウ(「滋賀県レッドデータブック2020年版」で希少種に選定)およびハマエンドウ(「滋賀県レッドデータブック2020年版」で絶滅危惧種に選定)の生育が確認されており、特にハマエンドウ

ウについては県内で最も生育面積が広く、個体数が多い。

- 5 指定を解除する理由 本区域に係るハマゴウおよびハマエンドウの個体の生育の状況の変化により、指定の必要がなくなったと認める箇所があることから、本区域の指定を解除する。なお、引き続き当該個体の保護を図る必要があると認める区域については、新たに生息・生育地保護区として指定する。

(区域図は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第148号

滋賀県水源森林地域保全条例(平成27年滋賀県条例第6号)第6条第1項の規定に基づき指定した水源森林地域の区域を、次のとおり変更する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

水源森林地域の区域を変更する区域 次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所、滋賀県湖北森林整備事務所および滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第149号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の8第2項の規定に基づき次の者の鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間を更新したので、同条第6項において準用する同法第18条の5第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称および住所ならびに代表者の氏名 株式会社ルフト 草津市青地町344番地2階 寺田真
- 2 更新後の認定の有効期間 令和7年3月22日から令和10年3月21日まで

滋賀県告示第150号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 P F I 滋賀21会館株式会社 代表取締役 藪野直二
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市別保一丁目15番38号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 コラボしが21貸会議室利用料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第151号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金の徴収事務および支出事務の一部を次のとおり委託した。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 農林中央金庫大阪支店 支配人 千葉裕史
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 貸付金元利償還金および貸付金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和7年4月1日

滋賀県告示第152号

測量法施行令(昭和24年政令第322号)第28条第1項の規定により、滋賀県測量業者登録簿閲覧所の場所を次のよう

に定め、令和7年4月1日から施行する。

昭36年滋賀県告示第408号（滋賀県測量業者登録簿閲覧場所）は、廃止する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

大津市松本一丁目2番1号 滋賀県土木交通部用地事業支援課

滋賀県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年4月1日から令和7年4月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	五番領安井川線	高島市安曇川町五番領字六反田127番1地先から	変更後	最小 13.0m	1248.8m	旧道区間の高島市への移管（令和7.4.1）および廃止に伴う道路
		高島市新旭町安井川字南川原1293番12地先まで		最大 42.6m		
		高島市安曇川町五番領字六反田127番1地先から	変更前	最小 13.0m	1248.8m	区域の変更 なお、現道の 供用は従前の とおり （重用）
		高島市新旭町安井川字南川原1293番12地先まで		最大 42.6m		
		高島市安曇川町五番領字蓮ヶ池146番4地先から		最小 5.0m	1303.9m	小浜朽木高島線 L＝26.0m L＝4.2m
		高島市新旭町安井川字南川原1293番12地先まで		最大 21.9m		

公 告

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長浜市長 浅見 宣義から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 作業の地域 長浜市全域
- 3 作業の終了日 令和7年3月14日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和7年4月1日に決定した彦根長浜都市計画地区計画（下石寺町地区地区計画）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町 4－1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和 7 年 4 月 1 日に変更した彦根長浜都市計画地区計画（稲枝駅西側地区地区計画）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町 4－1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和 7 年 4 月 1 日に変更した彦根長浜都市計画地区計画（本町二丁目地区地区計画）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町 4－1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和 7 年 4 月 1 日に変更した彦根長浜都市計画地区計画（南彦根駅南東部地区地区計画）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町 4－1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和 7 年 4 月 1 日に変更した彦根長浜都市計画地区計画（エクセレントヒルズ彦根地区地区計画）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町 4－1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和 7 年 4 月 1 日に変更した彦根長浜都市計画地区計画（里根・古沢地区地区計画）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和7年4月1日に変更した彦根長浜都市計画地区計画(亀山ニュータウンⅢ期地区地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和7年4月1日に変更した彦根長浜都市計画地区計画(彦根駅東地区地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市公園区域変更公告

令和5年4月1日に設置した彦根総合スポーツ公園の区域を変更しようとするので、滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 公園の名称 彦根総合スポーツ公園

2 位置 彦根市松原町地内

3 変更区域 別紙図面のとおり

4 区域変更の期日 令和7年4月1日

(「別紙図面」は、省略し、その関係図面を滋賀県土木交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

一般競争入札の公告

共通事務用パソコン等の借入契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名および数量 共通事務用パソコンおよびソフトウェア(設定および搬入作業を含む。) 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(4) 設置場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参

加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類：役務

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 借入期間中、借入機器等に係る修理および部品供給等を行う体制を整えた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類の提出を適正に履行しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。また、入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から当該提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(1) 必要とする書類

ア 2(5)に掲げる体制を整えた者であることを証する書類

イ 入札説明書で提出が求められる機能証明書およびパンフレット

(2) 提出期限 令和7年4月21日(月)16時までとする。なお、それ以後においても受け付けるが、この場合には、4(7)の開札の日の前日までに提出するものとする。

(3) 提出場所 4(1)に示す場所

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県総合企画部DX推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3385 電子メールアドレス network@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和7年4月1日(火)から令和7年4月25日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から16時までおよび令和7年4月28日(月)の9時から正午まで

(3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、電子メールによる交付とする。(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「共通事務用パソコン等の借入契約に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。なお、請求メール送信後に必ず、電話にて担当者に連絡すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、これ以外の方法による交付は行わない。

(4) 入札説明会 入札説明会は行わない。

(5) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(6)に示す期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(6)に示す受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)に示す受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)

(6) 入札書の受領期限 令和7年4月28日(月)正午

(7) 開札の日時および場所 令和7年4月28日(月)14時 滋賀県総合企画部DX推進課システム設計室ⅠA

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、総賃貸借料(60月分)を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請等を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件

- (1) 前金払 行わない。
- (2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (2) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。
- (3) (2)において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (4) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (5) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (6) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (7) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (8) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は5年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Personal computer with software and peripheral equipment, delivery and installation included, 1 set
- (2) Deadline for tender: 12:00, 28th, April, 2025
- (3) For further information, contact: Digital Transformation Division, Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3385

一般競争入札の公告

令和7年度における滋賀県立特別支援学校スクールバスの賃貸借契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年4月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立特別支援学校スクールバス 3台
- (2) 借入物品の内容等 「滋賀県立特別支援学校スクールバス仕様書」および「令和7年度滋賀県立特別支援学校スクールバスの賃借に係る入札仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 借入期間 令和8年3月27日から令和14年2月29日まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル 小分類：自動車賃貸

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4641 電子メール mail@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和7年4月1日(火)10時から令和7年4月28日(月)10時まで（土曜日および日曜日を除く。）
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書は、「滋賀県物品・役務電子調達システム」または電子メールにより交付する。電子メールにより交付を希望する場合は、(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「令和7年度滋賀県立特別支援学校スクールバスの賃借に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属・氏名、連絡先電話番号、FAX番号、送付先のメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。当該メールを受信した後、送付先のメールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。
- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は開催しない。
- (5) 入札書の受領期間 令和7年4月18日(金)9時30分から令和7年4月28日(月)10時まで
- (6) 入札書の提出場所および提出方法
ア 電子入札による場合 電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期間内に入札すること
イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の提出期間内に、(1)に示す場所に持参すること
ウ 郵送による場合 紙の入札書を(5)の提出期間内に、(1)に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。
なお、送料は自己負担とする。

- (7) 開札の日時および場所 令和7年4月28日(月)11時 滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の

入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、随意契約に移行する。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : The Shiga Prefectural School for the Physically and Intellectually Impaired school bus, 3 buses
- (2) Deadline for tender : 10 : 00, April 28, 2025
- (3) For further information, contact : Special Needs Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4641

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
令和7年4月1日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションつなぐ	長浜市湖北町速水251番地6	株式会社メディカルサポート縁結 代表取締役 谷口栄治	長浜市祇園町703番地9	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7.4.1	2560390334

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。
令和7年4月1日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平 野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
居宅介護事業所なつめケアサポート	彦根市平田町578番地8シエル202号	合同会社KITAGAWAケアサービス 代表社員 柏本仁志	彦根市平田町578番地8シエル202号	訪問介護	2571800370	令和7.2.28

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。
令和7年4月1日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人米原市社会福祉協議会デイサービスセンターゆめホール	米原市三吉570番地	社会福祉法人米原市社会福祉協議会会長 日比繁樹	米原市三吉570番地	通所介護	2572400170	令和7.3.31

滋賀県南部健康福祉事務所告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年4月1日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ユーススタイルケア守山・野洲センター	野洲市栄2-8 湖南工芸1階4号	合同会社ススム	守山市今宿二丁目10番27号	居宅介護 重度訪問介護	令和7.4.1	2511300465

病院事業庁告示

滋賀県病院事業庁告示第2号

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（建設工事その他病院事業庁長が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札または指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和7年4月1日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

- 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供
- 申請書類および配布時期
 - 申請書類
 - 競争入札参加資格審査申請書
 - 法人にあっては、登記事項証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し
 - 都道府県税全てに未納がないことを証する納税証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し
 - 消費税に未納がないことを証する納税証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し
 - 法人にあっては財務諸表、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
 - 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し（許可、認可等を必要とする業種に

限る。)

キ 営業所等の長に滋賀県病院事業庁との取引を委任する者にあつては、営業所(または営業部署)情報登録表

ク 営業所等の長に滋賀県病院事業庁との取引を委任する者にあつては、その委任状

ケ 役員等に関する調書

コ 希望営業種目選択表

サ 環境認証・その他の事項に関する調書

シ 社会保険等加入状況報告書

ス その他資格審査に当たって病院事業庁長が特に必要と認めるもの

(2) 配布時期 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

3 申請書類の受付期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで(休日を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5299

5 申請書類の送付方法 受付場所への持参または郵送による送付および電子情報処理組織による送付

6 申請書類に使用する言語 日本語

7 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者

8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 売上高

(2) 経営規模

ア 自己資本

イ 従業員数

(3) 経営状況

ア 流動比率

イ 営業年数

9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。

10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日から令和8年9月30日までとする。